

里山保全活動用資機材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」という）が所有する資機材の、貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

(対象資機材)

第2条 貸出しの対象とする里山保全活動用資機材（以下「資機材」という）は、下表のとおりとする。

番号	品名	メーカー	形式	台数
(1)	ウッドチップパー	共立	KCM125DX	4台
(2)	薪割り機	ナカトミ	ELS-7T	4台
(3)	組立て式炭化炉	ファイテック ・タケダ	簡単スミヤケール N200	3台
			簡単スミヤケール N770	3台

(資機材の保管場所)

第3条 前条に記載の資機材の保管場所は、以下のとおりとする。

番号	保管場所	資機材名	台数
(1)	福井県里山里海湖研究所 (三方上中郡若狭町鳥浜 122-31-1)	ウッドチップパー	1台
		薪割り機	1台
		組立式炭化炉 N200	1台
		組立式炭化炉 N770	1台
(2)	福井県森林組合連合会 (福井市江端町 20-1)	ウッドチップパー	3台
		薪割り機	3台
		組立式炭化炉 N200	2台
		組立式炭化炉 N770	2台

(貸出対象者)

第4条 資機材の貸出し対象となる者は、県内の里山里海湖の保全・再生活動を推進することを目的とした団体・個人とし、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 福井県内に在住するもの
- (2) 里山里海湖の保全活動や再生活動を現に実践しているもの
- (3) 研究所の活動に理解のあるもの

(貸出期間)

第5条 資機材の貸出しする期間は、原則として15日間を限度とする。

ただし、やむを得ない事情があると研究所長が認めた場合は、期間の延長をすることができる。

(費用負担)

第6条 資機材の貸出しは無料とする。

2 資機材の運搬及び稼働に要する一切の費用は、貸出しを受けようとするもの（以下「借受者」とい

う)の負担とする。

(借受申込み)

第7条 借受者は、借受申込書(様式1)を、借り受ける10日前までに研究所長へ提出するものとする。

2 借受者は、借受を希望する日の属する月の3か月前の初日から申込みを行うことができる。

(貸出しの決定)

第8条 研究所長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、借受者に対し、条件を付して貸出許可書(様式2)を交付するものとする。

(許可の取消し)

第9条 研究所長は、次に掲げる場合には前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が偽りその他不正行為により貸出しを受けた場合
- (2) この要綱に定める貸出対象に該当しなくなった、または該当しなくなるおそれがあると認められる場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合

(資機材の使用及び管理)

第10条 借受者は、借受けた資機材の使用および保管、管理について、善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(禁止事項)

第11条 借受者は、資機材の使用にあたり、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 資機材の譲渡、処分または転貸をしないこと。
- (2) 貸出許可証記載の利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。

(資機材の引渡し及び返却)

第12条 借受者は、決定通知に記された所定の事項に従い、資機材を借受けるとともに、使用期間内に返却しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により期間内の返却ができない場合は、事前に研究所長に承認を得るものとする。

(事故等の届出)

第13条 借受者は、事故が発生し、資機材を毀損または亡失、並びに第三者に損害を与えたときは、直ちに事故報告書(様式3)を研究所長に提出しなければならない。

(活動報告)

第14条 借受者は、活動の実施後30日以内に活動報告書(様式4)を研究所長に提出しなければならない。

なお、研究所長は、提出された活動報告の内容について、研究所のホームページで掲載するものとする。

(損害賠償等)

第15条 借受者は、故意または不適切と認められる使用方法により資機材を毀損し、または亡失した時は、研究所長の指示に従い、修理または原状に復さなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると研究所長が認めたときは、この限りではない。

2 借受者が資機材を運搬し、または使用するに当たり、借受者または第三者に損害を生じさせたときは、借受者がその損害の賠償の責めを負うものとする。

(貸出台帳の整理)

第16条 研究所長は、資機材の貸し出し状況を明確にするため、貸し出し台帳（様式5）を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。